

■介護老人保健施設等施設整備・運営事業者の公募（東京都東村山ナーシングホーム民設民営施設への転換）に係る質疑

平成28年11月30日

質疑事項		該当箇所		質疑内容	回答
1	整備施設及び規模等について	P1	2(1)	「介護老人保健施設(定員80名以上・短期入所療養介護を含む)」とありますが、短期入所療養介護の入所者数は、自由に設定してよろしいでしょうか。	特に指定はありませんが、短期入所療養介護は空所利用のみになりますので、その点を考慮してください。
2	整備施設及び規模等について	P1	2(1)	短期入所療養介護は、ユニット型、従来型個室、多床室でもどの整備でも可能でしょうか。	質問1に対する回答と同様です。
3	整備施設及び規模等について	P1	2(1)	通所リハビリテーションスペースと機能訓練室スペースとを兼用してもよろしいでしょうか。	兼用は認められません。それぞれ、公募要項P6「7(2)エ」に示す条件に適合する必要があります。
4	整備施設及び規模等について	P2	2(6)	武蔵野市と協議内容:市内の福祉関連施設を、災害時における要援護者用の「二次避難所」について、その整備のための補助金はありますでしょうか。	ありません。
5	整備施設及び規模等について	P2	2(6)	『武蔵野市から「二次避難所」として指定する場合があります。』とありますが、指定されない可能性もあり、その場合は、計画内容から除外してもよろしいでしょうか。	武蔵野市との協議によります。
6	整備施設及び規模等について	P2	2(6)	災害時における要援護者用の「二次避難所」について、災害時でない通常の利用として、通所リハビリテーションや、機能訓練室として利用してもよろしいでしょうか	特に制限はありません。
7	整備施設及び規模等について	P2	2(6)	「二次避難所」の避難所に受け入れる避難者数、規模などの計画詳細内容も、事業者決定のスケジュールの中で、武蔵野市との協議の上で、計画に反映すると考えてよろしいでしょうか。	整備・運営事業者として決定された後、武蔵野市と協議願います。

■介護老人保健施設等施設整備・運営事業者の公募（東京都東村山ナーシングホーム民設民営施設への転換）に係る質疑

平成28年11月30日

	質疑事項	該当箇所		質疑内容	回答
8	整備施設及び規模等について	P2	2(6)	本施設は二次避難所として指定されますか。検討中の場合、いつ決定が下されるのでしょうか。	整備・運営事業者として決定された後、武蔵野市と協議願います。
9	整備施設及び規模等について	P2	2(6)	二次避難所として指定された場合、本建物にはどのような設備・施設が必要になるのでしょうか。	二次避難所として指定するために特段必要となる設備等はありません。ただし、備蓄品を保管するスペース(倉庫等)については確保していただくこととなります。
10	周辺環境について	P3	4(7)	『今後本敷地の南側隣接都有地において、障害福祉サービス事業等が整備される予定』とありますが、時期、建物内容、建物形状、境界の仕様(壁、フェンス、目隠しフェンスなど)が決定していれば、教えていただけますでしょうか。	現時点で詳細は決まっていません。今後、東京都その他関係者と協議することとなります。
11	貸付期間について	P4	5(1)	貸付期間50年と明記有りますが、工事期間についてはどのように考えればよろしいのでしょうか。	工事着工前に土地貸付契約を締結し、その時点から50年となります。
12	樹木図等について	P4	5(9)	『当該敷地内にある既存樹木の維持管理、枝の剪定等に係る費用も事業者が負担することとなります。』とありますが、現地見学では解体途中のため、どの樹木をどれだけ残し、新計画にも有効、または、建物形状も既存樹木に配慮する必要があるなら、残す樹木の樹種、高さ、枝ぶり、配置などを示す資料を頂くことはできますでしょうか。	別途連絡のとおりプロット図と樹木リストとを提供しますので、建築計画の参考としてください。プロット図及び樹木リストについては、解体工事の状況により、今後変更される場合があります。

■介護老人保健施設等施設整備・運営事業者の公募（東京都東村山ナーシングホーム民設民営施設への転換）に係る質疑

平成28年11月30日

質疑事項		該当箇所		質疑内容	回答
13	施設整備補助について	P5	6(1)	施設整備補助について(予定)の中で、東京都の補助単価(平成28年度参考)がありますが、今回の整備が、平成30年度以降の「武蔵野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に反映することを予定とあり、武蔵野市からの補助金も出る事業と考えてよろしいでしょうか。	市からの補助はないものと考えてください。
14	施設整備補助について	P5	6(1)	今回の整備が、平成30年度以降の「武蔵野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に反映することを予定とあり、武蔵野市からの補助金も出る事業となる場合、金額がいくらになるのか、また、資金計画にどのように反映すればよろしいでしょうか。	質問13に対する回答のとおりであるため、資金計画には反映させないでください。
15	地中埋設物等について	P7	7(2)	地中埋設物は、解体もされてないと思いますが、万一、建設作業中に瑕疵が確認された場合の瑕疵担保責任等はどのようになりますか。	公募要項P7「7(2)ク」に記載のとおりです。 なお、現状地上部分に目視できるもの、及び別途連絡「地盤高計画図」に示されているものに関しては、「予定外」に含まれません。
16	応募申込書類について	P17	(1)(6)エ	「所轄庁の指導検査における直近の指摘文書及び改善報告書一式」について、提出が必要なのは、法人が運営する全事業所分でしょうか、それとも、老健分のみでしょうか。	全事業所分について御提出願います。

■介護老人保健施設等施設整備・運営事業者の公募（東京都東村山ナーシングホーム民設民営施設への転換）に係る質疑

平成28年11月30日

質疑事項		該当箇所		質疑内容	回答
17	借受申請書類等の様式について	P18	15(2)	借受申請書類一覧(3)事業計画書等 ①事業概要イ 事業運営に関する提案内容 様式4 に関して、様式4(3)新施設の概要イ設計上の工夫 において、※図面等を添付と記載してある箇所がありますが、添付する図面等に図式表現(ダイアグラム)を用いることは可能でしょうか。	様式4をご使用いただきますが、補足資料等に関しては、特に指定はありません。
18	借受申請書類等の様式について	P19	15(2)	借受申請書類一覧(3)事業計画書等 ⑤施設建設計画 ア 建設設計図面上での考え方について(公募条件を踏まえて検討) 様式10 に関して、図式表現(ダイアグラム)を用いることは可能でしょうか。	様式10をご使用いただきますが、補足資料等に関しては、特に指定はありません。
19	借受申請書類等の様式について	P19	15(2)	借受申請書類一覧(3)事業計画書等 ⑤施設建設計画 イ 施設設計図(建物配置図・各階平面図・立面図) 様式自由 に関して、立面図は4面とも記載する必要はありますでしょうか。	4面ともご記載ください。
20	借受申請書類等の様式について	P19	15(2)	借受申請書類一覧(3)事業計画書等 ⑤施設建設計画 イ 施設設計図(建物配置図・各階平面図・立面図) 様式自由 に関して、模型写真や3DCGイメージ、手書きスケッチ等を記載することは可能でしょうか。	特に制限はありません。
21	借受申請書類等の様式について	P19	15(2)	借受申請書類一覧(3)事業計画書等 ⑤施設建設計画 イ 施設設計図(建物配置図・各階平面図・立面図) 様式自由 に関して、A3サイズでカラー出力としてよろしいでしょうか。	構いませんが、事業者説明会で配布した[参考2]に従い(パイプファイルはA4・縦型・左綴じで統一)作成してください。
22	借受申請書類等の様式について	P19	15(2)	借受申請書類一覧(3)事業計画書等 ⑤施設建設計画 オ 共用面積算出表 様式12 に関して、区分・専用等の空欄の記載要求事項が不明瞭なため記入例をいただくことは可能でしょうか。	記入例は用意しておりません。
23	借受申請書類等の様式について	P19	15(2)	借受申請書類等一覧(4)詳細計画(補助金計算) エ 工事費見積書に関して、見積項目は建築工事、電気設備工事、空調換気設備工事、給排水衛生設備工事、昇降機設備工事でよろしいでしょうか。	施設整備に必要な工事内容は、各自ご検討ください。

■介護老人保健施設等施設整備・運営事業者の公募（東京都東村山ナーシングホーム民設民営施設への転換）に係る質疑

平成28年11月30日

質疑事項		該当箇所		質疑内容	回答
24	地積測量図について	P24	—	地積測量図の東側の4点(T2, 3, 3-1, 4, 4-1)の座標位置と敷地境界線東側の位置が異なります。敷地境界線東側の境界線は、どのように出せばよろしいでしょうか。	別途連絡のとおり敷地測量図を提供します。
25	敷地の高低差について	P24	—	敷地内及び敷地と隣地との高低差が分かる資料をご提示いただけますでしょうか。	参考までに、別途連絡のとおり、旧施設解体工事における「地盤高計画図」を提供します。 なお、竣工時の土地の高低については、解体工事の状況により、今後変更される場合があります。
26	杭の位置について	P24	—	既存杭の位置、及び引抜後の処理方法について教えてくださいませんか。	別途連絡のとおり提供した図面に記載のとおり位置となります。引抜後、流動化処理土にて埋戻しを行っています。
27	補助金交付について	—	—	平成28年度東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱は今後も継続されますでしょうか。	今後については、未定です。
28	添付資料について	—	—	真北測定資料、地質調査(ボーリングデータ)、現況図等をご提示いただけますでしょうか。(建物ボリューム検討、基礎・杭構造検討・工事費概算検討のため)	こちらから提供できる資料は、別途連絡差し上げた資料のみとなります。  必要に応じて、東京都建設局や国土交通省が公表している地質柱状図を御参照ください。  東京の地盤(GIS版)(東京都建設局): <a href="http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/tech/start/03-jyouhou/geo-web/00-index.html">http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/tech/start/03-jyouhou/geo-web/00-index.html</a> 国土地盤情報検索サイト(国土交通省): <a href="http://www.kunijiban.pwri.go.jp/jp/index.html">http://www.kunijiban.pwri.go.jp/jp/index.html</a>

■介護老人保健施設等施設整備・運営事業者の公募（東京都東村山ナーシングホーム民設民営施設への転換）に係る質疑

平成28年11月30日

	質疑事項	該当箇所		質疑内容	回答
29	計画検討のための協議について	—	—	設計において武蔵野市関連各課、消防との協議を進めてもよろしいでしょうか。	東京都としては禁止しませんが、節度を持って関係各局と協議するようにしてください。
30	その他	—	—	①老健で働く職員の子供のみを対象とする事業所内保育施設を設置してもよろしいでしょうか。 ②その場合、運営を他法人に委託しても可能でしょうか。	①職員の福利厚生のため老健の一部に設置することは認められます。 ②可能です。 ただし、事業所内保育施設の設置及び維持・管理は借受者が行ってください。